

遺伝子組換え作物の栽培試験に係る実施条件案の検討について

平成16年6月1日
農政部道産食品安全室

基本認識

遺伝子組換え作物の非承認などを求める意見書が道議会で採択され、道民をはじめ全国の消費者が不安を抱き、一般作物との交雑や混入などの影響が懸念されている状況においては、道産食品の安全・安心を確保するため、道内において開放系での遺伝子組換え作物の栽培が行われないようにすることが必要

ただし、バイオテクノロジーの研究開発の観点から、試験研究機関が研究ほ場で行う開放系での栽培試験については、消費者や生産者など道民の理解が得られる条件や制約の下で例外的に実施できる仕組みを検討

検討事項

試験研究機関が研究ほ場で行う遺伝子組換え作物の開放系での栽培試験の実施条件と食に関する条例（仮称）に規定する内容

なお、農家の一般ほ場における開放系での栽培については、別途、道が幅広い道民の意見や要望を踏まえ、規制する内容を検討し、条例に規定

試験研究機関の研究ほ場での栽培試験の考え方

道内のバイオ産業の振興を図る観点から、道内の試験研究機関や企業が開発した遺伝子組換え作物の栽培試験に限定

大学、試験所、研究所その他の機関であって試験研究に関する業務を行う者が、その敷地内に所有し、自ら管理する研究ほ場で行う栽培試験に限定

試験研究機関の研究ほ場と農家の一般ほ場とでは、

- ・ 安全に栽培試験を行う管理体制の有無
- ・ 科学的知識や技術を有する専門家の有無

などの点で大きな差があることから、試験研究機関が農家の一般ほ場を利用して行う栽培試験などは、試験研究機関の研究ほ場で行う栽培試験と見なさない

実施条件を検討するに当たっての視点

試験研究機関が研究ほ場で行う開放系での栽培試験は、食品としての安全性審査が行われていない段階の作物も栽培されるので、消費者や生産者など道民の理解を得て、より慎重に進めることが必要

試験研究機関は、栽培試験の内容や安全性などに関して道民に説明することが必要

栽培試験ごとに、作物や実施の時期、研究ほ場周辺の自然条件などが異なることから、栽培試験を個別案件ごとに評価する仕組みが必要

実施条件の検討方向

第三者機関による事前評価

道民が参加する第三者機関が、栽培試験の内容について試験研究機関からの説明などを基に、一般作物との交雑や混入を防止する視点に立って、個別案件ごとに事前評価する仕組み

第三者機関が評価するに当たっての参考とするため、栽培試験に対する幅広い道民の意見を聴くパブリックコメントを実施

道は、第三者機関の評価結果を踏まえ、栽培試験の実施承認の是非を判断

栽培試験の要件

道内の試験研究機関や企業が開発した遺伝子組換え作物に限定

栽培試験を実施しようとする試験研究機関に、花粉の飛散による一般作物との交雑や収穫・運搬段階などでの混入の防止とその確認を義務化

また、一般作物との交雑や混入など不測の事態が生じた場合などの責任の所在を明確化